

神河町地域活性化起業人募集要項

神河町は、少子高齢化や人口減少により地域活力の低下が懸念されております。このため少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少カーブを緩やかにするとともに、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくことが喫緊の課題となっており、令和2年3月に「神河町人口ビジョン」の改訂及び「第2期神河町総合戦略」を策定し、特に若者住宅施策を始めとする移住・定住と町内のしごとづくりを中心に進めてきました。

近年の新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に広がりつつある、ワーケーションやテレワークなどといった働き方改革が進み、都市部から地方へ移動する人たちが増える中、神河町が選んでもらえる町になるためにどのように進めていくべきか、町内における雇用の確保、企業誘致といった「町内のしごとづくり」を進め、企業や若者の誘導策を企画立案してもらうため、総務省の地域活性化起業人制度を活用し、三大都市圏の民間企業等から地域活性化起業人を募集します。

1 募集する地域活性化起業人の事業内容

神河町ひと・まち・みらい課に配属のもと下記の業務に従事していただきます。

- (1) 企業誘致・人材誘致を始めとする町内でのしごとづくりに関すること
- (2) その他地域創生総合戦略全般に関すること

2 募集人数

1人

3 募集期限

随時募集（決定するまで）

4 応募条件

次の条件のすべてを満たす社員の派遣が可能な企業等

- (1) 三大都市圏に所在する企業等に勤務し（支店含む／入社2年以上）、地域活性化や定住促進、さらには地方圏への人の流れを創り出すことを目指し、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながるノウハウを有する方
- (2) 普通自動車運転免許を有している方
- (3) パソコン（ワード、エクセルなど）の一般的な操作ができる方
- (4) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

5 派遣形態

派遣元企業の身分を有したままとする在籍派遣です。

給与等の支給、社会保険等、年次有給休暇の付与などは、派遣元企業の規定によります。

6 派遣期間

派遣開始日（令和5年10月1日以降）から6か月以上3年以内（受入の開始月日は、協議の上決定します。ただし、令和6年度以降は、予算成立を条件とします。）

7 主たる勤務地

派遣期間中は、神河町の休日を定める条例（平成17年神河町条例第2号）に規定する日を除く勤務日の半数を超える日数を神河町内で勤務していただきます。

8 勤務条件

派遣職員の勤務時間、休憩時間、休日等については、神河町の条例、規則その他の規定に基づきます。

- ・勤務時間 8時30分から17時15分
- ・休憩時間 12時から13時（1時間）
- ・休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日

9 費用負担

派遣元企業に対し、派遣に要する費用として次の金額を委託料として支払います。ただし、派遣期間に応じて、月割りにより計算した額（千円未満切捨て）とします。

- ・令和5年度内 280万円（6か月分）
- ・令和6年度以降 560万円（12か月分／ただし予算成立が条件）

10 協定書

（別紙1）「地域活性化起業人制度による派遣に関する協定（案）」を基に、詳細は派遣元企業と協議により決定します。

11 応募手続

以下の書類を「15 申込み・問い合わせ先」記載の部署へ郵送または電子メールで提出し、提出後は必ず電話で到着の確認をしてください。

- (1)（別紙2）神河町地域活性化企業人応募書（参考）会社概要（参考）職務経歴書
- (2)「1 募集する地域活性化起業人の事業内容」に対して、申出者が支援できる内容を記載した書類。（任意の様式。A4版6ページ以内）
- (3) 過去、「1 募集する地域活性化起業人の事業内容」に類似する案件又はその他業務改善の支援実績があるときは、その一覧を記載した書類。（任意の様式。受注年度、発注者名、

件名を記載すること。)

12 誓約事項

11 の (1) に規定する申出書の提出をもって、次の事項に同意があったものとみなします。なお、必要に応じて、派遣元企業の経営状況等を調査させていただきます。

(1) (別紙3) 暴力団排除に関する誓約事項に抵触しないこと。

(2) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がないこと。

13 選考方法

派遣元企業のご担当者並びに派遣予定社員と面談を行います。

(審査基準)

項目	審査基準	評価点
1 町及び地域の活性化 (25点)	提案された内容が、町や地域の経済活性化につながるものであるか。	／25
2 地域との調和 (20点)	提案された内容が地域の特性を反映したものとなっているか。 地元ニーズへの把握・対応や地域との調和が図られる提案かどうか。	／20
3 施設の有効活用 (20点)	既存の町内施設を有効活用する提案かどうか。	／20
4 事業の実現性 (20点)	事業スケジュールが詳細に示されており、現実的であるかどうか。	／20
5 事業の実施体制 (15点)	事業にかかわる職員の配置は適切かどうか。	／15
合計得点	()点	／100点

14 その他

地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱」の定めるところによります。

15 申込み・問い合わせ先

神河町ひと・まち・みらい課

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前 64

電話 0790-34-0002

F A X 0790-34-0691

メール hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp